

改正廃棄物 処理法

政省令案、パブコメへ

専門委、おおむね了承

8月3日、東京都内で開かれた第13回中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会（委員長・田中勝・鳥取環境大学教授・サステイナビリティ研究所長）で、改正廃棄物処理法政省令事項案が明らかにされた。専門委員会は素案について議論した

が、おおむね了承の形で終了。各委員からメールで寄せられる意見をとりまとめ、8月中旬にはパブリックコメントにかけることとみられる（関連記事7・11面）。

素案によると、優良な処理業者の許可の有効期限は現行の5年から7年に延長。優良な業者の基準として、①過去5年間、処理法などに基づく不利益処分

を受けていない、②5年以上の処理実績、③ISO14001、エコアクション21などの認証を取得、④電子マネIFESTの利用が可能、⑤財務体質の健全

性の基準として▽過去3年間の平均自己資本比率10%以上、▽過去3年間の経常損益の合計額に過去3年間の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円以上などの条件に適合しなどが示された。

情報公開では直前1年間の熱回収の有無と実績（焼却業者）、低公害車の導入状況（収集運搬業者）、直前3年間の財務諸表などをイ

ンターネットで公表、更新していることも盛り込まれた。定期検査や維持管理情報の公表については、産業廃棄物の場合、焼却施設・石綿溶融施設、PCB処理施設、最終処分場の4施設の設置者が対象。定期検査の受検期間5年以内、維持管理情報の公表事項は、処分した廃棄物の各月ごとに種類や数量、焼却施設の燃焼室

中の燃焼ガス温度など過去3年間分とし、当該月の翌月末までに公表となった。

熱回収施設の認定制度については、能力基準として外部燃料が投入熱量全体の30%を超えないことを前提に、熱回収率10%以上。なお、セメントキルンは廃棄物処理施設でないため、対象外。そのほか毎年度実績報告書の提出も盛り込まれた。